

## 平成 22 年一級建築士試験「設計製図の試験」合格基準等について

一級建築士試験「設計製図の試験」は、「与えられた内容及び条件を充たす建築物を計画し、設計する知識及び技能について設計図書等の作成を求めて行う。」ものであり、その合否判定における平成 22 年試験の「採点のポイント」、「採点結果の区分」及び「合格基準」は、次のとおりである。

採点のポイント	<p>(1) 空間構成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①建築物の配置計画</li> <li>②ゾーニング・動線計画</li> <li>③要求室等の計画</li> <li>④建築物の立体構成等</li> </ul> <p>(2) 意匠・建築計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①要求室の機能性・快適性等</li> <li>②図面表現等</li> </ul> <p>(3) 構造計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①構造種別、架構形式及びスパン割等の計画</li> <li>②市民ギャラリーの構造計画</li> </ul> <p>(4) 設備計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①空調方式、設備スペース及び設備シャフトの計画</li> <li>②収蔵庫の計画</li> <li>③常設展示室の照明計画</li> </ul> <p>(5) 設計条件・要求図面等に対する重大な不適合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①「要求図面のうち 1 面以上欠けるもの」、「計画の要点等が完成されていないもの」又は「面積表が完成されていないもの」</li> <li>② 地上 2 階建てでないもの</li> <li>③ 図面相互の重大な不整合（上下階の不整合、階段の欠落等）</li> <li>④ 床面積の合計が「1,800 m<sup>2</sup>以上、2,200 m<sup>2</sup>以下」でないもの</li> <li>⑤ 次の要求室・施設等のいずれかが計画されていないもの</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>常設展示室、市民ギャラリー、ホワイエ、収蔵庫、搬入・荷解き室、エントランスホール、アトリエ、研修室、レストラン、事務室、学芸員室、屋外創作広場、設備スペース、エレベーター、便所</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑥ その他設計条件を著しく逸脱しているもの</li> </ul>
採点結果の区分（成績）	<p>○採点結果については、ランクⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの 4 段階区分とする。</p> <p>ランクⅠ：「知識及び技能」*を有するもの  ランクⅡ：「知識及び技能」が不足しているもの  ランクⅢ：「知識及び技能」が著しく不足しているもの  ランクⅣ：設計条件・要求図面等に対する重大な不適合に該当するもの  *「知識及び技能」とは、一級建築士として備えるべき「建築物の設計に必要な基本的かつ総括的な知識及び技能」をいう。</p> <p>○なお、採点の結果、ランクⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳのそれぞれの割合は、次のとおりであった。  ランクⅠ：41.8%、ランクⅡ：27.8%、ランクⅢ：23.5%、ランクⅣ：6.9%</p>
合格基準	<p>採点結果における「ランクⅠ」を合格とする。</p>